

奈良県告示第三十七号

大和川水系米川に係る浸水想定区域及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、奈良県土木部河川課及び奈良県桜井土木事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾